輸送容器立て起こし架台装置の修理 仕様書

1. 件名

輸送容器立て起こし架台装置の修理

2. 概要

本件は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。) 核燃料サイクル工学研究所プルトニウム燃料技術開発センター技術部核物質管理課が所掌する輸送容器保管施設に設置されている輸送容器立て起こし架台装置*について、動作が不安定であるため、修理を実施するものである。

*輸送容器立て起こし架台装置は、立て起こし架台、検査架台、油圧ユニット、制御盤、操作盤等により構成されている。

3. 契約範囲 (調達の範囲を含む)

- (1) 輸送容器立て起こし架台装置の修理に必要な部品調達
- (2) 立て起こし架台転倒防止仮設架台の設計、製作、設置、撤去、処分
- (3) 立て起こし架台の既設反転用シリンダー、走行用シリンダーの撤去、処分
- (4) 立て起こし架台の新規反転用シリンダー、走行用シリンダーの取付け
- (5) 立て起こし架台の既設油圧ホースの撤去、処分
- (6) 立て起こし架台の新規油圧ホースの取付け
- (7) 立て起こし架台の既設ケーブルの撤去、処分
- (8) 立て起こし架台の新規ケーブルの取付け
- (9) 立て起こし架台の既設ケーブルベアの撤去、処分
- (10) 立て起こし架台の新規ケーブルベアの取付け
- (11) 検査架台の既設昇降シリンダーの撤去、処分
- (12) 検査架台の新規昇降シリンダーの取付け
- (13) 検査架台の既設油圧ホースの撤去、処分
- (14) 検査架台の新規油圧ホースの取付け
- (15) 輸送容器立て起こし架台制御盤の固定
- (16) 輸送容器立て起こし架台装置の試運転、検査
- (17) 図書の作成、提出

4. 作業実施場所

原子力機構 核燃料サイクル工学研究所 プルトニウム燃料技術開発センター 輸送容器保管施設 輸送容器保管庫

5. 支給品

(1) 本作業を実施するに際し、原子力機構が必要と認めたもの

6. 貸与品

(1) 本作業を実施するに際し、原子力機構が必要と認めたもの

7. 一般仕様

7.1 納期

令和7年7月31日

7.2 納入場所及び納入条件

(1) 納入場所

茨城県那珂郡東海村村松4番地33

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所 プルトニウム燃料技術開発センター 技術部 核物質管理課

(2) 納入条件

持ち込み渡し

7.3 検収

8項の技術仕様に定める範囲の作業が完了し、7.4項の提出図書の完納をもって検収とする。

7.4 提出図書 (文書及び品質記録の提出、保管等に関する事項を含む)

No.	図書名	部数	提出時期	提出場所	確認要否
1	打合議事録	1部	打合後速やかに	核物質管理課	要
2	工程表	1 部	契約後速やかに	核物質管理課	要
3	作業計画書等(作業計画書、作業等領書、作業等領書、作業等安全組織・責任者届、作業等安全組織図、作業員名簿、作業責任者等認定証(写し)※1、作業実施要領書、安全衛生チェックリスト、アセスメント対象物によるばく露ワークシート※2)	1 部	作業開始 20 日前まで (休祭日を除く)	核物質管理課	要
4	作業報告書	1 部	作業終了後速やかに	核物質管理課	要
5	教育訓練報告書 作業日報 KY実施記録 ホールドポイントチェッ クシート ^{※3}	1 部	その都度	核物質管理課	要
6	委任又は下請負届 ^{※4} (機構指定様式)	1式	契約後速やかに	核物質管理課	要
7	取扱説明書 (カタログ等)	1 部	作業終了後	核物質管理課	否
8	その他協議によるもの	1 部	その都度	核物質管理課	別途協議

- ※1 資格が必要な場合。
- ※2 リスクアセスメント対象物を使用する場合。
- ※3 作業実施要領書でホールドポイントを定めた場合。
- ※4 委任又は下請負届 (原子力機構指定様式) については、2 週間以内に原子力機構から変 更請求をしない場合は、自動的に承認したものと見做す。

- 7.5 適用する法令、規格、基準及び品質マネジメントシステムの規格の名称、番号、版以下の関係法令、基準等を遵守すること。
 - (1) 労働基準法
 - (2) 労働安全衛生法
 - (3) 日本産業規格(JIS)
 - (4) 国際標準化機構(ISO)
 - (5) その他、本作業を実施するに際し、必要な法規、基準等

7.6 産業財産権等

特になし

7.7 情報管理

受注者は、本契約における情報の管理については、別紙に示す「情報管理要領」に従い管理 を行うこと。

7.8 安全管理

受注者は、関係法令及び原子力機構の定めた安全に関する規則(構内走行における交通安全規則を含む)を遵守するとともに、原子力機構からの安全確保のための指示に従うこと。

7.9 協議

受注者は、本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について、疑義が 生じた場合は、原子力機構と協議の上、その決定に従うこと。

7.10 品質保証計画の提出に関する事項

受注者は、本作業を実施するにあたっては、十分な品質管理の基に行うこと。なお、必要に応じて、品質保証計画書を原子力機構へ提出すること。

7.11 調達先に対する監査に関する事項

受注者は、不適合により、品質が満足されなかったとき若しくは懸念されるときは、必要に応じ、調達先及び下請業者・製造メーカに品質管理の監査を実施する。

- 7.12 リリース(出荷許可や次工程への引渡し)の方法に関する事項 特になし
- 7.13 調達先の下請負先の管理に関する事項

受注者は、下請負会社を使用する場合は、品質要求事項を下請負会社まで適用すること。

7.14 不適合の報告・処置に関する事項

受注者は、不適合が発生した場合は、直ちに原子力機構へ連絡し、是正処置・予防処置を行うこと。

なお、是正処置は、事前に是正処置計画書を原子力機構に提出し、確認を受けてから行うこと。

7.15 要員の教育・訓練及び資格に関する事項

受注者は、作業員について、「7.5 適用する法令、規格、基準及び品質マネジメントシステムの規格の名称、番号、版」に求められる知識を有するとともに、輸送容器立て起こし架台装置と同様の油圧装置の構造、取扱いについて熟知、精通していること。また、その作業員は、油圧装置の保守に従事した経験があり、受注者の教育・訓練を受講した者であること。

なお、本件を遂行するにあたり、各工程で資格が必要な業務に従事する場合は、その資格を

有すること。

7.16 その他必要な要求事項(グリーン購入法の推進)

- (1) 本契約においてグリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)に 適用する環境物品(事務用品、OA機器等)が発生する場合は、これを採用すること。
- (2) 本仕様に定める提出図書(収入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

7.17 実施体制

受注者は、本件を確実に実施できる体制をとるとともに、以下に示す体制をとること。

- (1) 原子力機構が認定する現場責任者を配置すること。認定者がいない場合は、原子力機構が行う作業責任者等認定教育を受講し、認定を受けること。
- (2) 現場責任者は、作業現場に常駐し、作業管理、規律維持及び労働災害防止にあたる。なお、 やむを得ず作業現場を離れる場合は、現場責任者の認定を受けた者の中から代理者を指名し、 その旨を作業者に周知するとともに、原子力機構に連絡すること。
- (3) 下請負会社を使用する場合は、下請負会社で原子力機構が認定する現場責任者を現場分任 責任者として配置すること。認定者がいない場合は、原子力機構が行う作業責任者等認定教育を受講し、認定を受けること。
- (4) 現場責任者が作業者を兼務する場合は、必ず原子力機構と協議すること。

8. 技術仕様

- 8.1 設計、建設、製作、据付、検査及び試験等の技術的要求事項
 - (1) 輸送容器立て起こし架台装置の修理に必要な部品調達

受注者は、輸送容器立て起こし架台装置の修理に必要な以下の部品(新規反転用シリンダー、走行用シリンダー、油圧ホース、ケーブルベア、ケーブル)を調達すること。

輸送容器立て起こし架台装置の修理に必要な部品一覧表

部品名	数量	備考
反転用シリンダー CJT140-CA140B1325B-ABD-20	2 台	相当品可
走行用シリンダー CJT140-CA63B1350B-ABD-22	2 台	相当品可
検査架台昇降シリンダー φ50×1980ST (ラムシリンダ)	1台	相当品可
クランプ用油圧シリンダー CJT140L-CA40B35B-ABD-X52-20	2 台	相当品可
ケーブルベア TKS095-SP150R200	1台	相当品可
油圧ホース PA1412-2300	2本	相当品可
油圧ホース PA1412-1300	2本	相当品可
油圧ホース PA1406-2300	2本	相当品可
油圧ホース PA1406-1400	2本	相当品可
油圧ホース PA1406-700	4本	相当品可

油圧ホース PA1406-500	2本	相当品可
油圧ホース PA1406-400	2本	相当品可
油圧ホース PA1406-1200	1本	相当品可
その他ケーブル、グリース、パッキン等	1式	相当品可

- (2) 立て起こし架台転倒防止仮設架台の設計、製作、設置、撤去、処分 受注者は、立て起こし架台の修理に必要な、立て起こし架台転倒防止仮設架台の設計、製作を行い、立て起こし架台の修理時に設置すること。また、立て起こし架台修理終了後、撤去、処分すること。
- (3) 立て起こし架台の既設反転用シリンダー、走行用シリンダーの撤去、処分 受注者は、立て起こし架台から既設反転用シリンダー及び走行用シリンダーを取り外し、 処分すること。
- (4) 立て起こし架台の新規反転用シリンダー及び走行用シリンダーの取付け 受注者は、調達した新規反転用シリンダー及び走行用シリンダーを立て起こし架台に取り 付けること。
- (5) 立て起こし架台の既設油圧ホースの撤去、処分 受注者は、立て起こし架台から既設油圧ホースを取り外し、処分すること。
- (6) 立て起こし架台の新規油圧ホースの取付け 受注者は、調達した新規油圧ホースを立て起こし架台に取り付けること。
- (7) 立て起こし架台の既設ケーブルの撤去、処分 受注者は、立て起こし架台から既設ケーブルを取り外し、処分すること。
- (8) 立て起こし架台の新規ケーブルの取付け 受注者は、調達した新規ケーブルを立て起こし架台に取り付けること。
- (9) 立て起こし架台の既設ケーブルベアの撤去、処分 受注者は、立て起こし架台から既設ケーブルベアを取り外し、処分すること。
- (10) 立て起こし架台の新規ケーブルベアの取付け 受注者は、調達した新規ケーブルベアを立て起こし架台に取り付けること。
- (11) 検査架台の既設昇降シリンダーの撤去、処分 受注者は、検査架台から既設昇降シリンダーを取り外し、処分すること。
- (12) 検査架台の新規昇降シリンダーの取付け 受注者は、調達した新規昇降シリンダーを検査架台に取り付けること。
- (13) 検査架台の既設油圧ホースの撤去、処分 受注者は、検査架台から既設油圧ホースを取り外し、処分すること。
- (14) 検査架台の新規油圧ホースの取付け 受注者は、調達した新規油圧ホースを検査架台に取り付けること。
- (15) 輸送容器立て起こし架台制御盤の固定 受注者は、輸送容器立て起こし架台制御盤を床にアンカーボルト等により固定すること。
- (16) 輸送容器立て起こし架台装置の試運転、検査 受注者は、立て起こし架台及び検査架台の修理並びに輸送容器立て起こし架台制御盤の固 定終了後、立て起こし架台及び検査架台の試運転、検査を行うこと。
- (17) 図書の作成、提出 受注者は、7.4項に定める図書を作成し、期限までに原子力機構へ提出すること。
- 8.2 使用・環境条件 特になし

- 8.3 試験検査(調達先における検査(方法、時期、判定基準)に関する事項を含む) 特になし
- 8.4 識別及びホールドポイントに関する事項(材料、機器の識別(ミルシート等)の管理に関する事項を含む)
 - (1) 作業中の識別は、可能な限り対象機器本体にマーキング、タグ、ラベル等により「○○作業待ち」、「作業中」等の表示を行うこと。

なお、直接識別表示ができない場合は、その設置場所に立札等により識別表示すること。

- (2) 検査機器 (測定器等) の識別は、製造番号、校正の有効期限等をタグ札、ラベル等により機器本体に表示し、校正記録、検査・試験記録等との対応が図れるようにすること。 なお、機器本体への表示が困難な場合や機能上支障が生じる場合は、ケース等に表示するか機器本体の番号等により台帳等と照らし合わせることにより確認できるようにすること。
- (3) 作業中に各構成機器の不具合の発見、作業工程等に何らかの異常があった場合、その他技術的判断が必要な場合は、直ちに原子力機構へ報告し、協議すること。
- 8.5 トレーサビリティに関する事項
 - (1) 検査機器 (測定器等) の取扱い及び保管は、精度、機能が維持されるように管理していること。
 - (2) 検査機器(測定器等)は、国際標準又は、国家標準との関係が明らかな標準を基準とし、 所定の期間毎及び使用前に校正又は、点検を行うこと。
 - (3) 検査機器(測定器等)は、校正有効期限等をタグ札、ラベル等を表示又は、台帳等により管理し、明確に識別できるようにすること。
 - (4) 公的に認められた標準が存在しない場合には、所要の精度を維持できる方法を文書化し、 校正又は点検を行うこと。
 - (5) 検査機器(測定器等)の精度が許容範囲外であることが判った場合は、最後の校正又は点 検以降の測定、検査の有効性を評価し記録すること。
- 8.6 溶接、材料の熱処理や表面処理等の特殊工程に関する事項 特になし
- 8.7 その他、公的規格が定められていない材料の管理、支給品等に関する事項 特になし
- 8.8 調達製品の維持又は運用に必要な技術情報(輸送容器及び輸送に係る安全並びに核セキュリティに係るものに限る)の提供に関する事項

受注者は、本件を実施した結果、輸送容器立て起こし架台装置を使用する上で技術情報(輸送容器及び輸送に係る安全並びに核セキュリティに係るものに限る)がある場合には、原子力機構へ教授すること。

- 8.9 その他、必要な技術的要求事項 特になし
- 9. 検査員及び監督員
 - (1) 検査員

一般検査 管財担当課長

(2) 監督員

技術部 核物質管理課技術副主幹又はチームリーダ

情報管理要領

1. 目的

本書は、日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)と受注会社とが契約した「輸送容器立て起こし架台装置の修理」の業務に係る原子力機構の情報の取り扱いについて定め、適正な情報管理を行うことにより原子力機構の技術、情報に係る秘密保持に資することを目的とする。

2. 適用範囲

本書における情報管理の対象は、「輸送容器立て起こし架台装置の修理」の契約に基づく業務において、受注者が原子力機構より貸与又は、供与された情報及び本契約により受注者が作成する原子力機構の機微情報を含む図書、資料とし、文書作成ソフト、図面作成ソフト等により作成された電子情報を含むものとする。

3. 管理責任者の選定

本契約に基づく情報を厳格に管理するため、受注者において管理責任者を選定する。

4. 情報の登録・保管・取り扱い

(1) 情報管理の手順

受注者は、情報の受領、登録、保管及び返却並びに緊急時の対応を確実に行うために情報管理に関する手順書を策定する。

(2) 保管について

受注者は、情報の保管にあたり、以下の対応を行う。

- ① 情報について、管理台帳を作成し、保管場所を定める。
- ② 特に、機密情報については、識別表示を行い、施錠された保管庫に保管する。
- ③ パソコン、サーバー本体及び外部接続の記録媒体について、アクセス者の認証、暗号化等、 情報漏えいのセキュリティ対策を講じる。
- ④ 定期的に情報の管理状況を点検し、異常のないことを確認する。
- (3) アクセス者の限定及び登録について

受注者において、管理すべき情報へのアクセス可能な作業者は必要最小限とし、予め登録された者に限定する。

(4) 共用、閲覧、複写の限定について

受注者における情報の共用、閲覧は、原則として所定の手続きにより許可された場所に限定し、書類、電子情報を含め当該場所以外への持ち出しは原則として禁止する。また情報の複写についても原則禁止とし、必要がある場合は、予め原子力機構の同意を得るものとする。

- (5) 本契約に基づき作成された二次資料、成果物の取り扱いについて 本契約に基づき作成された原子力機構の機微情報を含む二次資料、成果物の取り扱いは本要 領と同等に扱う。
- (6) 原子力機構より開示された情報の回収及び返却について

対象及び管理方法について原子力機構と協議することとする。

工事等、受注した業務の完了に伴い、契約に基づき原子力機構より開示された情報については、受注者は、原則として、速やかに返却するか、あるいは判読不可能な状態に処理する。 なお、納入後においても、保守、補修等の目的により継続して情報を保有する場合は、保有

(7) 情報に関するトラブルの通報及び拡大防止

受注者において情報の紛失、盗難、漏えい等があった場合は、速やかに原子力機構に通報するとともに、必要に応じて所管の機関にその旨を通報し、事象の拡大を防止する。

5. 契約関係にある会社の管理

受注者は、下請け等、契約関係にある会社全てに対し、本要領に定めると同等の管理を指示するとともに、その管理状況を確認し、必要に応じ改善等の措置を行う。

6. 目的外の開示等の禁止

受注者は、受注工事遂行以外の目的で、情報を使用し、あるいは第三者に開示しない。なお、情報の開示の必要がある場合は、予め原子力機構の同意を得るものとする。

7. 成果、情報等の公開

本契約に関連する成果、情報等を受注者が公表し、又は、他に利用する場合は、予め原子力機構の同意を得るものとする。

8. 関係者への周知

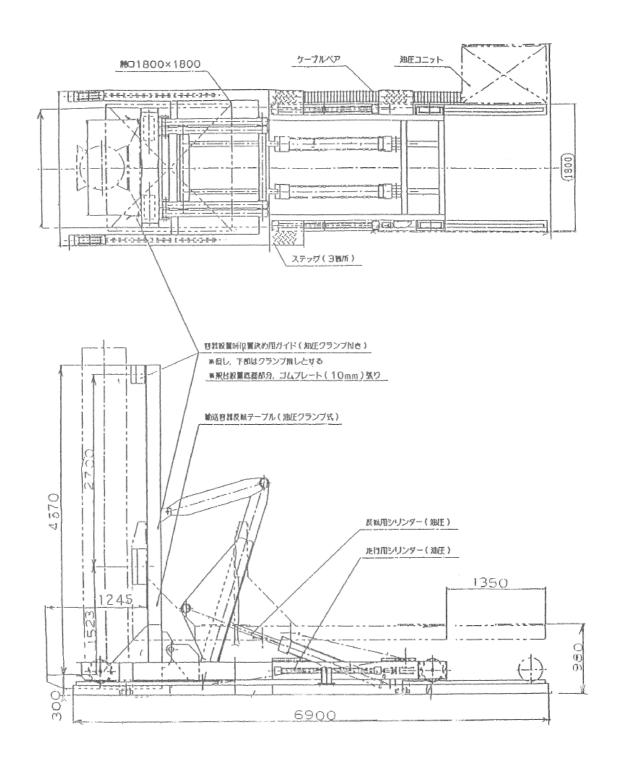
受注者は、情報管理に関する主旨及び要領について、関係者に周知し、徹底を図る。

9. 管理状況の確認

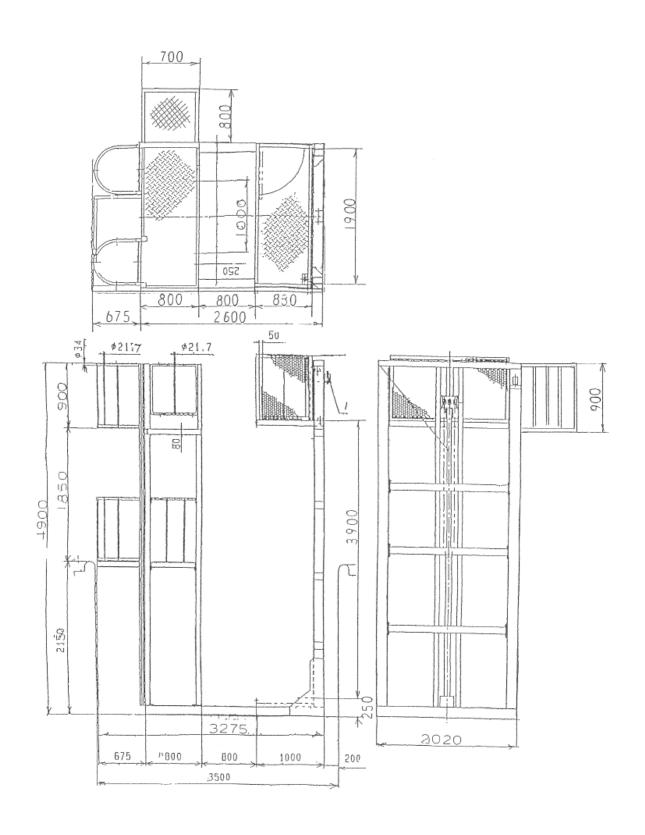
受注者は、必要に応じ社内及び関係各社の管理状況を原子力機構に報告するものとする。

10. 協議

その他、情報管理取扱いに関する事項について疑義等が生じた場合は、受注者は、原子力機構と協議するものとする。



立て起こし架台概略図



検査架台概略図